



平成24年
4月24日(火)
第8987号

目次

ページ

告示

- 特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除（環境保全課） 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課） 2
- 道路の区域変更（道路管理課） 2
- 道路の供用開始（同） 3

公告

- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 3
- 土地改良区の解散認可（同） 6
- 道路位置の指定（建築住宅課） 6

人事委員会公告

- 平成24年度群馬県職員採用I類試験（大学卒業程度）等の実施 6

労働委員会告示

- あっせん員候補者 9

落札

- 落札者等の決定（県央第一水道事務所） 10

■ 告 示

◎群馬県告示第173号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成24年群馬県告示第49号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成24年4月24日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 みどり市笠懸町鹿2941番4の一部、2943番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年4月24日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、渋川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
渋川市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局安中土木事務所において一般の縦覧に供する。